

2022関継強単認第971号
令和4年3月7日

有限会社関田商会
代表取締役 関田 和幸 殿

関東経済産業局長 濱野 幸一



事業継続力強化計画に係る認定について

令和4年2月25日付けをもって申請のあった事業継続力強化計画については、中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき認定する。

様式第28

事業継続力強化計画に係る認定申請書

令和4年 2月 25日

関東経済産業局長 殿

住 所 東京都杉並区高円寺南2丁目41番9号
名 称 有限会社 関田商会
代表者の役職及び氏名 代表取締役 関田和幸

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 ユウゲンガイシャ セキタシヨウカイ 有限会社 関田商会
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 関田和幸
資本金又は出資の額 1000 万円 常時使用する従業員の数 3 名
業種 軟包材販売、文具販売、工業製品販売、各種ノベルティ販売
法人番号 1011302005271 設立年月日 1989 年 3 月 29 日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	当社はエネルギー・情報通信・エレクトロニクス・自動車部品のフジクラグループに代替が効かない商品を提供しており、サプライチェーンの重要な役割を担っている。このため自然災害により、当社の生産・供給が遅延・縮小また停止するとサプライチェーンや地域の雇用に大きな影響が生ずる。
事業継続力強化に取り組む目的	下記 2 点を目的に事業継続力強化に取り組む。 1、自然災害発生時には、従業員等関係者とその家族との生命の安全及び雇用の確保を最優先する。 2、自然災害発生後、早期に供給体制を立て直し、仕入先への影響を極力小さくして、取引先への供給責任を果たす。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	本社は東京都杉並区高円寺の建物 1 階にあり、 ・今後 30 年以内に震度 5 強の地震が発生する確率が 96.3%、同じく 6 弱が 59.7% (地震ハザードステーション参照) ・木造住宅密集地域にあり、地震による火災の発生・延焼が予想される。 ・水災による最大浸水深は外水 0~0.5m、同じく内水 0~0.5m (国土数値情報浸水想定区域データ、低位置帯最大浸水深データ) また工場兼倉庫は東京都青梅市長淵 (平屋) にあり、 ・今後 30 年以内に震度 5 強の地震が発生する確率が 38.5%、同じく 6 弱が 7.2% (地震ハザードステーション参照) ・水災による最大浸水深は外水・内水とも本社と同様 (国土数値情報浸水想定区域データ、低位置帯最大浸水深データ)
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(人員に関する影響) ・営業時間中に被災した場合、設備の落下、避難中の転倒などにより、ケガ人が発生する。また公共交通機関が停止しても従業員が帰宅できないおそれは低い。従業員が家族が帰宅困難者となり従業員が勤務できなくなる。 これらの被害が事業に与える影響として、人手が足りず復旧作業が遅れること、再開時の特定役員・従業員の専属業務が困難になること、受発注ができず事業が再開できないことが想定される。 (建物・設備に関する影響)

・本社の賃貸建物は、平成元年築で新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。一方設備は停電により一時停止、揺れによりパソコンなど業務用機材が損傷するほか、給排水配管や建物内外の配線類が断裂する。青梅の工場兼倉庫は無人で確認に時間がかかり、破損や水濡れ、盗難のおそれがある。

・インフラについて、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関や運送業者は1週間以上の機能不全になるおそれがある。

これら被害が事業活動に与える影響として、仕入れも出荷もできない事態が想定される。

(資金繰りに関する影響)

・事業活動の停止で収入が得られないことで、運転資金がひっ迫するおそれがある。

(情報に関する影響)

本社事務所内のサーバ(受発注記録、税務会計情報)は地震火災により、持ち出したバックアップデータ以外は喪失するから、取引先によっては売掛金の回収が困難になるなどの影響が想定される。

(その他の影響)

取引先の被災や、仕入先生産拠点の被災、物流の機能不全により、取引先に約定通りの納品が行えなくなる事態が想定される。

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 本社事務所内の安全エリアとして、一次避難は建物南側、二次避難は高円寺中央公園（杉並区高円寺南4丁目31-7）を設定、 避難経路の周知・確認 避難所までの経路確認
		従業員の安否確認方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の連絡網の整備として、携帯電話や携帯メール、携帯SMSで全員に向かって発信。 記載すべきフォーマットを決めている。
		顧客への対応方法	発災直後	来店者は少ないが、一緒に避難場所に誘導する。
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役を本部長とした対策本部の立ち上げ	発災後 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 地震の場合は震度6弱を基準とし、通常業務を止めて緊急体制に入る（主に首都直下型を想定している）
3	被害状況の把握 被害情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 本社建物、青梅工場兼倉庫建物と商品の被災状況による、出荷能力の確認 当該情報の第一報を販売先、仕入先並びに杉並区当局、所属団体に報告 	発災後 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の確認手順として本社事務所を先行し、随時青梅工場兼倉庫の被害を確認する。 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信については本部長の判断と指示に従い電話 FAX、メール、携帯電話などを駆使して行う。
4	その他の取組	特になし		

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

<p>A</p>	<p>自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備</p>	<p>〈現在の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定従業員の選任業務が滞ることがないよう、基本業務（受発注、在庫確認、納期確認、仕入先・発注者との連携）と、会計業務（売掛金収納管理、税務申告用記録）に大別し、常時役員と従業員が2名以上で行える体制を目指している。 <p>〈今後の計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からマニュアル作りを進め、それが有事の際に本当に機能するかの演習、訓練を行う。
<p>B</p>	<p>事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入</p>	<p>〈現在の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防寒用にカセットコンロが使えるストーブ1基と交換用カセット100本、併用で石油ストーブ1基と灯油をポリタンクで200リットル備蓄。 ・ 長期保存できる飲料水とパウチ入り食料、その他にポリタンクで1500リットルの水道水を常時保管。 ・ 事務所に隣接した自動車を100V電源として利用するためのコンバーターを搭載し、常時燃料タンクが半分以下にならないように給油、その他にガソリンを40リットル保管。 ・ 本社事務所に宿泊するためにエアベッドと自動車用空気ポンプを購入した。 <p>〈今後の計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄水道水や塩素をたくさん含んだ給水所の水を、煮沸することなく手軽に飲用にするための浄水装置の購入を検討する。 ・ カセットコンロまたは備蓄の灯油、ガソリンによる発電機の購入を検討する。
<p>C</p>	<p>事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保</p>	<p>〈現在の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先金融機関に借入実績がなく、被災時の融資等資金繰り体制についての相談や事前の約束はない。 ・ 経営セーフティ（倒産防止）共済に積立を続けている。 ・ 被災後にクレジットカードやATMが動かず現金決済が必要になることを想定し、従業員の日常生活支援を目的に、一定額の現金を保管し、融通することにしていく。 <p>〈今後の計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既加入の損害保険契約では、地震や噴火等に対応できておらず、また変動する製品在庫がカバーされるよう見直しを行う。

		<ul style="list-style-type: none"> 地震など天災でも受傷した従業員の収入補償ができる保険の検討を行う。
D	事業活動を継続するための重要情報の保護	<p>〈現在の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時データサーバは2重にミラーリングする仕様に変更、床からの浸水に備え事務所内のできるだけ高いところに設置した。 <p>〈今後の計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社事務所外で常時保管できるクラウドサーバーの活用などを検討する。

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2)の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	東京ポリエチレン卸懇話会 事務局
住所	東京都新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル フィルム・ニュース社 内 TEL: 03-3200-8330
代表者の氏名	会長 関田和幸
協力の内容	被災時に受入ができる、会員事業拠点住所を地図にして共有している。ケガに対する応急処置、飲み水・食料、宿泊場所の提供などを約束している。

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

- ・社長の指揮の下、計画の推進及び訓練・教育を年1回以上実施する。
- ・実態に即した計画となるよう、年1回以上計画の見直しを実行する。
- ・原則年1回以上の計画の見直しの場を設ける。

4 実施期間

令和4年 4月～ 令和7年 3月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
事前対策	発電機、浄水装置	自己資金	1,000
事前対策	従業員の給与の支払い	銀行融資	2,000

6 その他

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	レ

(2) その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

(※2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格